

## ② I 第5 水噴霧消火設備

### 第5 水噴霧消火設備（令第14条）

#### 5.1 設置を要する防火対象物（4.1(1)参照）

#### 5.2 技術基準（規則16・17）

(1) 床面積1㎡あたりの放射水量（規則第32条に定める標準放射量による。）

ア 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物 10ℓ/min

イ 道路の用に供される部分又は駐車のために供される部分 20ℓ/min

(2) 水源水量

ア 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物及び、駐車のために供される部分

・床面積 $\leq 50\text{m}^2$ の場合

……床面積 $\times 1\text{m}^2$ あたりの放射水量 $\times 20$ 分

・床面積 $> 50\text{m}^2$ の場合

…… $50\text{m}^2 \times 1\text{m}^2$ あたりの放射水量 $\times 20$ 分

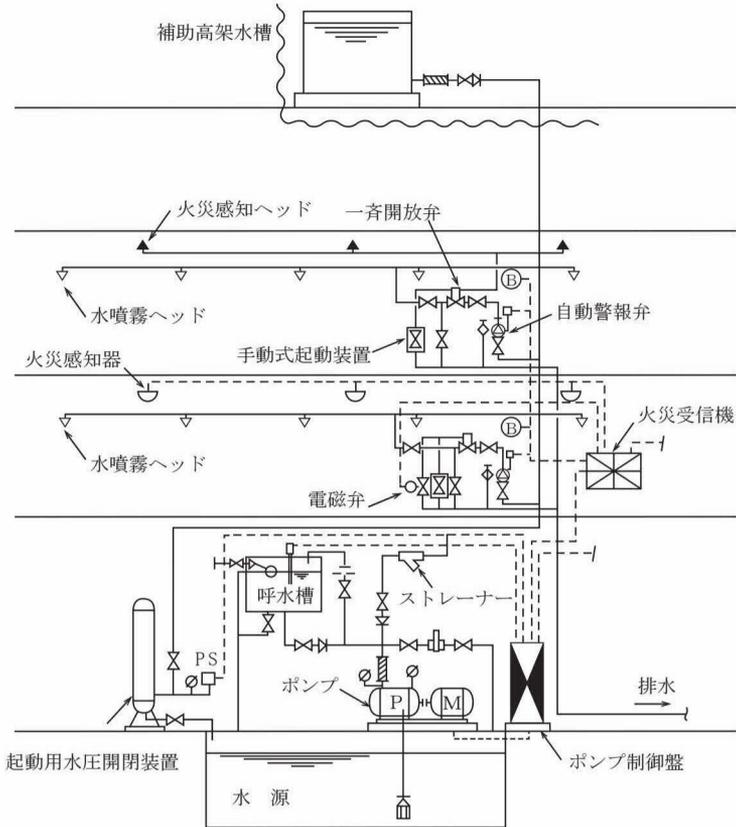
イ 道路の用に供される部分

道路区画面積が最大となる部分の面積 $\times 1\text{m}^2$ あたりの放射水量 $\times 20$ 分

#### 5.3 非常電源（⑤ I 第1 参照）

#### 5.4 電気配線（⑤ I 第2 参照）

5.5 水噴霧消火設備構成例図



● 系統説明

- 1 火災が発生すると火災感知（ヘッド）器が火災受信機へ火災信号を送る。  
（又は手動式起動装置を人が操作する。）
- 2 火災受信機からの通報により、一斉開放弁（電磁式自動弁）を開放する。
- 3 水噴霧ヘッドから放水が始まる。
- 4 配管内の流水を自動警報弁（検知装置）がキャッチして、ポンプ制御盤に伝え、ポンプ（P）により加压送水することにより送水する。

5.5 図1